

## 平成13年12月19日付け勧告

### 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の 改定案についての勧告

#### 衆議院議員選挙区画定審議会

本審議会は、平成12年国勢調査の結果による人口が同年12月22日に公示されて以来、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第2条及び第4条第1項の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議を進めてきた。

その結果、次のとおり選挙区の改定案を作成したので、ここに勧告する。

北海道

1 第六区、第七区、第十区及び第十二区の区域に次の三選挙区を設ける。

第六区

旭川市  
士別市  
名寄市  
富良野市  
上川支庁管内

第十区

夕張市  
岩見沢市  
留萌市  
美唄市  
芦別市  
赤平市  
三笠市  
滝川市  
砂川市  
歌志内市  
深川市  
空知支庁管内  
留萌支庁管内

第十二区

北見市  
網走市  
稚内市  
紋別市  
宗谷支庁管内  
網走支庁管内

2 第十三区を第七区とする。

秋田県

第一区及び第二区の区域に次の二選挙区を設ける。

第一区

秋田市  
河辺郡

第二区

能代市

大館市  
男鹿市  
鹿角市  
鹿角郡  
北秋田郡  
山本郡  
南秋田郡

山形県

山形県の区域に次の三選挙区を設ける。

第一区

山形市  
上山市  
天童市  
東村山郡

第二区

米沢市  
寒河江市  
村山市  
長井市  
東根市  
尾花沢市  
南陽市  
西村山郡  
北村山郡  
東置賜郡  
西置賜郡

第三区

鶴岡市  
酒田市  
新庄市  
最上郡  
東田川郡  
西田川郡  
飽海郡

茨城県の記載なし

埼玉県

第一区、第四区、第五区及び第十三区の区域に次の五選挙区を設ける。

平成十四年五月二十四日提出  
閣法第一〇一号

公職選挙法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十四年五月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

101

H14法律95号  
154国会閣法101号

村山市

長井市

東根市

尾花沢市

南陽市

西村山郡

北村山郡

東置賜郡

西置賜郡

第三区

鶴岡市

酒田市

新庄市

最上郡

東田川郡

西田川郡

飽海郡

別表第一山形県第四区の項を削る。

〔鹿嶋市

別表第一茨城県第二区の項中「東茨城郡」を潮来市に改め、同表茨城県第三区の項中「牛久

東茨城郡〕

市〕を「牛久市」に、「新利根村」を「新利根町」に、「東村」を「東町」に改め、同表茨  
守谷市〕 河内村〕 河内町〕

城県第四区の項中「那珂湊市」を削り、「勝田市」を「ひたちなか市」に改める。

別表第一埼玉県第一区の項を次のように改める。

第一区

## ひたちなか市の概要

### ORGANIZATION CITY

🏠 TOP / ひたちなか市の概要

### 沿革

ひたちなか市は、平成6年11月に旧勝田市と旧那珂湊市が合併して誕生した市です。

### 地勢

ひたちなか市は、東京から約110 k mの距離にあり、茨城県の中心からやや北東に位置し、100.23 k m<sup>2</sup>の面積を有しています。

南は那珂川を隔てて県都水戸市と大洗町に接しており、西は常磐自動車道の通る那珂市、北は東海村に接しています。東は雄大な太平洋に面し、13 k mの海岸線には、砂浜や磯が点在しています。

